

○福島町議会だより発行規程

平成元年3月10日

規程第1号

改正 平成7年7月13日規程第1号

平成13年3月2日議会規程第1号

(目的)

第1条 この規程は、福島町議会だよりの発行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(掲載事項)

第2条 議会だよりには、次の事項を掲載するものとする。但し、特に重要でない問題は、要約し又は削除できるものとする。

(1) 一般質問に関する事項

(2) 議事審議に関する事項

(3) 議会活動並びに行政上の問題で、特に重要と議会が認めた事項

(4) その他特に必要と認めた事項

(発行)

第3条 発行は、議会の都度発行するものとする。但し、会議の内容上2つの会議を併せて発行することができる。

2 第2条第1項第3号については、議会の承認を得た後、できるだけ速やかに発行するものとする。

第4条 議会だよりの配付は町内に住所を有する世帯と、議長が必要と認めるものに配付する。

附 則

この規程は、平成元年3月10日から適用する。

附 則(平成7年7月13日規程第1号)

この規程は、平成7年9月1日から施行する。

附 則(平成13年3月2日議会規程第1号)

この規程は、平成13年3月9日から施行する。